

南海高野線(浅香山駅〜堺東駅付近)鉄道高架(都市計画決定・環境影響評価書)

■都市計画決定
南海高野線浅香山駅〜堺東駅付近の鉄道高架化、閑連側道、浅香山駅前線、浅香山駅前交通広場、築港天美線及び関連する用途地域などの都市計画について、7月19日の都市計画審議会にて審議・可決され、8月20日に都市計画決定(変更)の告示を行いました。
詳しくは市ホームページ(2次元コード)参照。

■環境影響評価書
条例に基づき、「南海電気鉄道高野線連続立体交差事業(浅香山駅〜堺東駅付近)環境影響評価書」を提出しました。同評価書は9月21日まで市役所市政情報センターなどでご覧になれます。

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。

傍聴できます

堺市 会議の開催予定

	農業委員会 総会	教育委員会 定例会 ※
日時 (受け付け)	9月9日(木) 13:30から (13:00~13:30)	9月16日(木) 10:00から (9:30~9:50)
場所	堺市産業振興 センター4階 セミナー室1	市役所本館3階 大会議室1
定員	先着10人	抽選5人
問合せ	農業委員会事務局 ☎228-6825 FAX228-7410	教育政策課 ☎228-7925 FAX228-7890

※教育委員会定例会の議案と公開案件の有無は9月10日以降に教育政策課へ

国民年金

老齢基礎年金の繰り上げ 繰り下げ請求は慎重に

老齢基礎年金の受給資格を満たした方が、同年金を請求できるのは原則65歳からですが、本人の希望により、60〜64歳の間に繰り上げて減額された年金を受け取ることや、66歳以降に繰り上げて増額した年金を受け取れることもできます。ただし、一度繰り上げ・繰り下げ請求した後は取り消すことができませんので、ご理解のうえ請求してください。

市議会 会議日程

定例会		定例会	
本会議(大綱質疑)	9月1日(水) 10:00から	建設委員会・文教委員会	9月22日(水) 10:00から
決算審査特別委員会	9月1日(水) 本会議終了後	総務財政委員会・健康福祉委員会	9月24日(金) 10:00から
各常任委員会(意見陳述許可・不許可の決定)	9月1日(水) 決算審査特別委員会終了後	議会運営委員会	9月28日(火) 10:00から
決算審査第1分科会(市民人権委員会所管事項)・ 決算審査第2分科会(産業環境委員会所管事項)	9月7日(火) 10:00から	本会議(採決)	9月30日(木) 10:00から
決算審査第1分科会(建設委員会所管事項)・ 決算審査第2分科会(文教委員会所管事項)	9月8日(水) 10:00から	特別委員会	
決算審査第1分科会(総務財政委員会所管事項)・ 決算審査第2分科会(健康福祉委員会所管事項)	9月9日(木) 10:00から	大都市制度・広域行政調査特別委員会	9月28日(火) 13:00から 10月25日(月) 13:00から
決算審査特別委員会	9月14日(火) 10:00から	危機に強い安心社会実現調査特別委員会	10月21日(木) 10:00から
市民人権委員会・産業環境委員会	9月21日(火) 10:00から	その他の会議	
		議会力向上会議	10月11日(月) 15:00から

最新の会議日程や生中継・録画中継・傍聴できる会議についてはこちらから
本会議の生中継は、区役所のロビーなどのテレビでもご覧になれます。
■堺市議会

健康保険

国民健康保険 被保険者証 11月から 切り替え

有効期限が10月末までの国民健康保険被保険者証をお持ちの方に、新しい被保険者証を9月下旬〜10月下旬に簡易書留で送付します。新しい被保険者証の色は「水色」です。
なお、同じ世帯であっても、年齢などにより被保険者証の有効期限が異なる場合があります。

また、就学のために転出した方は、学生特例の申請をすれば堺市の被保険者証を継続して使用できます。詳しくは同封のチラシ参照。■区役所保険年金課(☎☎☎)

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

■後期高齢者医療制度
納付方法を変更できません
後期高齢者医療保険料の納付方法は、申請により特別徴収(年金支払い)から口座振替に変更することができ、納付方法の変更はできません(保険料の納め忘れがある方は除く)。

税

災害で被害を受けられた方へ 固定資産税などを減免

震災や風水害などの天

金

災、火災などで被害を受けた場合は、申請によりその状況に応じて次のとおり減免を受けられる場合があります。なお、減免を受けるには、納期限までに申請書などの提出が必要です。
■固定資産税・都市計画税
被災により家屋・償却資産が損傷を受け価値が減少する、土地が使用不能にな

るなどした場合、被災の状況に応じて税額の20〜100%を減免。■固定資産税課(☎☎☎) ■個人市民税・府民税
納税義務者が所有する住宅や家財などが被災した場合、被害の状況などに応じて税額の12.5〜100%を減免(保険などで補てんされる金額を除く。損害金額や所得金額による制限あり)。■市民税課(☎☎☎)